

| | | | |
|--------------|--|--------------|--------------------|
| <p>請願番号</p> | <p>請願第66号</p> | <p>受理年月日</p> | <p>平成26年11月18日</p> |
| <p>請願の件名</p> | <p>教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>教員免許更新制を廃止するよう、国に意見書を出してください。</p> <p>2009年度から本格実施となった教員免許更新制度ですが、もともと、本制度の導入にあたっては、「不適格教員の排除」と「教員の質の向上」が挙げられていました。しかし、教員免許状とは、個人が何を学んだかを公証する制度であり、問題教員への対処については「分限処分」という制度がすでに存在します。</p> <p>本制度のための法改正にあたり、全国都道府県教育長協議会も「都道府県教育委員会は、教員に対する分限処分等の権限を持っており、そのうえに講習の修了認定等を行う権限を持つことは、好ましくない。」といった懸念を表明していました。</p> <p>全国都道府県教育長協議会が懸念した問題は、上記にとどまりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等が行う免許更新講習の内容、方法は、それぞれの大学の規模や特色によって異なることが予想され、修了認定に関して公平性を欠くおそれがある。 ○ （講習免除者に対する）曖昧な基準では認定について判断が難しく、公平性を欠くおそれがある。 ○ 学校における教育活動の現状において、講師等の臨時的な教員を一定数任用することは不可欠であり、講師が任用できない場合は、教育活動に大きな支障をきたす。 ○ 講習の受講にかかる交通費、宿泊費等は、特に、大学が少ない地域及び遠隔地等の受講者にとって大きな負担となる。 ○ 毎年10%程度の教員が更新講習の対象に該当するため、多くの学校において同一年度に複数の教員が更新講習を受講することになり、受講機会が限られると、受講時期が集中し、学校運営や授業等に支障をきたすことが予想される。また、土・日、長期休業中等であっても、部活動指導、補充授業等が行われている現状から、学校における教育活動に支障が出るおそれがある。 | | |

等々です。

そして、これらの懸念がいまや現実の問題となって、教育現場や関連する機関等の混乱と多忙化を招いています。そして、何より夢やロマンを持って教員をめざし、また勤務している教員を10年という期限付きの不安定な身分に処することによって、教員の生活に対する不安を招き、勤務意欲を減退させ、延いては教育の土台そのものを切り崩してしまうのではないかとも言われています。

数ある免許の中で、教員の免許を取り立てて更新制にすることは、その他の免許との整合性を欠きます。また特に、公務員制度との整合性を欠くものです。

ぜひ、県議会の中でもご議論いただき、国に対して廃止の意見書を採択していただきたいと思います。

| | |
|------|--------|
| 紹介議員 | 前屋敷 恵美 |
| 摘要 | |